

【参考資料】**働き方改革実行計画****(平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定)****2. 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善****(1) 同一労働同一賃金の実効性を確保する法制度とガイドラインの整備**

職務や能力等の明確化と公正な評価については、法制度のみでなく、年功ではなく能力で評価する人事システムを導入する企業への支援や、様々な仕事に求められる知識・能力・技術といった職業情報の提供、技能検定やジョブ・カード等による職業能力評価制度の整備などの関連施策と連携して推進を図っていく。